

弁護士法人リバーシティ法律事務所 主催

## 弁護士による無料セミナー開催

予約不要

# 相続法改正と遺言の話

2018年7月、約40年ぶりに相続分野の法律が大改正されました。

これから始まる多死・多相続時代を前に、巷では相続に関する様々な情報が飛び交っていますが、飛び交う情報が多いと、どうしてもあふれる情報に惑わされやすいとも言えます。一番の基本となる法律について知識を持つことが、あふれる情報に惑わされず、納得のいく相続を実現する第一歩です。

本セミナーでは、相続法の改正のポイント、個々人に与える影響について触れつつ、相続の基本、遺言の作成の基本について弁護士が分かりやすく解説をいたします。

これから自分や家族が遺言を書くつもりの方、相続についての最新の知識を得たい方、皆様のご参加をお待ちしております。



**2019年 9月19日(木)**

**13:30~15:00** [開場 13:10~]

**山崎製パン企業年金基金会館 4階 春光**

※車椅子でもご参加いただけます。事前にご連絡いただければ広いお席をご用意いたします。  
※事前申込や当日の受付も不要です。お気軽にご参加ください。

お問合せは

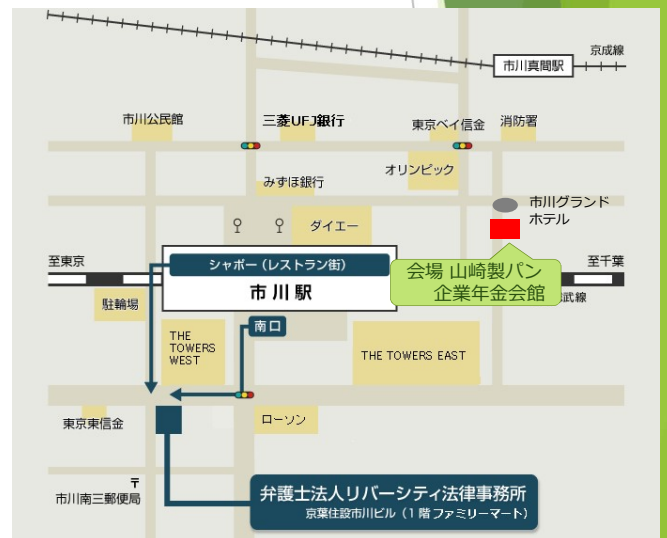
弁護士法人 **リバーシティ法律事務所**

<千葉県弁護士会所属>

千葉県市川市市川南1-9-23 京葉住設市川ビル5階

電話 : **047-325-7378**

受付時間 : 平日 9:30 ~ 17:30



アクセス : JR総武線 市川駅北口 徒歩約3分  
京成本線 市川真間駅 徒歩約6分

住所 : 千葉県市川市市川1-3-14

※駐車場、駐輪場のご用意はありません。

すでに作成された遺言についてもセミナー参加の有無にかかわらず、内容の確認または疑問点等のご質問に、無料でお答えいたします。

ご予約の際は、このチラシを見たとご連絡のうえお越してください。

また、相続に関するご相談も、初回無料で承っております。